平成２１年（フ）第１５９２号
大阪府富田林市楠町４番４―610号
債務者　南里　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６１５号
堺市南区宮山台４丁３番25―102号
債務者　白間　正男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２８号
堺市堺区東雲西町１丁８番63号　椿荘６号
債務者　森脇　好照
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３３号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目14番２号、前住所堺市美原区北余部西４丁目２番９―109号
債務者　小山　義治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３９号
大阪府松原市一津屋３丁目４番２―506号
債務者　高木英里子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４９号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目３番７号
債務者　香川　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６５５号
大阪府河内長野市南青葉台19番２号
債務者　礒田　紀治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国196番地
債務者　澤村ひさ子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第５０８号
埼玉県本庄市東台３丁目５番39号　202号室、住民票上の住所群馬県前橋市滝窪町185番地12
債務者　関口　英夫
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１０３号
新潟市南区新飯田2665番地７　アヴニールＤ棟201号、申立時の住所新潟県岩船郡関川村大字中束542番地１
債務者　須貝　拓哉
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１２４号
新潟県上越市春日新田５丁目７番11号　メゾンアミィ201号
債務者　小西　淳史
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４８８号
石川県かほく市七窪ヘ85番地１　弥生ハイツ205号室、従前の住所福島県福島市御山字大木12番地の３
債務者　伊藤　久代
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０号
金沢市玉鉾５丁目90番地
債務者　外山　明美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６０号
金沢市四十万４丁目212番地　プレジールＹＯＳＨＩＤＡ202号室、住民票上の住所金沢市四十万町イ96番地、従前の住所金沢市有松２丁目６番38号
債務者　長瀬　尚子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７６号
金沢市窪７丁目281番地　ヴィアーレ伏見台708号、従前の住所富山県砺波市苗加298番地２
債務者　水木　　進
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７７号
金沢市三馬２丁目232番地、従前の住所金沢市泉２丁目７番４号
債務者　吉村　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５７８号
金沢市玉鉾１丁目47番地１　デサロージョ210号、従前の住所金沢市割出町345番地１
債務者　鍛治澤京美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
金沢地方裁判所